



## 第69号の内容

- ▼5月は消費者月間です
- ▼インターネットやSNSを通じたよくあるトラブル特集
- ▼令和5年度消費者月間行事のご案内
- ▼県内消費生活相談窓口一覧 ほか

# 5月は消費者月間です

令和5年度消費者月間統一テーマは  
**デジタルで快適、消費生活術**  
～デジタル社会の進展と消費者のくらし～

社会のデジタル化が進み、多様なコミュニケーションやサービスの利用が可能となったことに伴い、SNSなどによる情報収集・発信やオンライン消費の拡大等、私たちの生活は便利になり、楽しみ方の幅が広がりました。一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しています。デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解、様々な情報の正確さを見極める力等を身に付け、豊かな消費生活を安全・安心に楽しみましょう。

## 滋賀県消費生活センター 窓口のご案内

### 相談専用電話

☎ 0749-23-0999

### 受付時間

月～金 午前9時15分から午後4時まで  
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は閉所します

インターネット消費生活相談もあります（PC・スマホからアクセス）

※インターネット相談はおおむね3営業日以内にメールで返答します

### 消費者ホットライン

☎ 188（いやや!）

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります  
土曜、日曜、祝日は国民生活センターの休日相談につながります



（インターネット相談）

# インターネットやSNSを通じたよくあるトラブル特集



## 事例① お試しのつもりが定期購入

SNSの広告で、定期購入とは知らず500円でダイエットサプリを購入した。後日同じ商品が届き、解約したいと連絡したが、定期購入で最低5回購入が条件の契約であり、解約できないと言われた。

### アドバイス

- インターネットで注文する際は、契約条件の細部をしっかりと確認しましょう。
- 「いつでも解約できる」と表示されていても、実際には電話が繋がらないなど、容易に解約できないケースもあります。注文する前に販売業者の情報や評判を入念に確認しましょう。

## 事例② 通販サイトで注文したら、偽サイトだった

動画サイトの広告から格安のブランドバックを購入した。支払い方法は代引きのみだった。注文後、不審に思い、店名を検索すると、なりすましの偽サイトに注意という書き込みがあり、キャンセルしたいとメールを送るも返信がなく、電話もつながらない。

### アドバイス

- 販売価格が大幅に値引きされた広告や通販サイトは注意しましょう。
- 通販サイトのURLの表記がおかしくないか、通販サイトに販売業者の情報が適切に記載されているか、通販サイトの日本語の表記、文章表現がおかしいところはないか、リンクが適切に機能しているか確認しましょう。
- 支払い方法が、クレジットカードのみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、限定されている通販サイトは注意が必要です。

## 事例③ 儲かる話は要注意！サイドビジネス等の勧誘

ネットの求人情報からネットビジネスのスクールに入会し、30万円支払ったが、スクールと言える内容ではなく、儲からない。儲からなければ返金してくれる約束だったが、返金を断られた。

### アドバイス

- 簡単に収入を得られることを強調する広告や勧誘に注意しましょう。簡単に儲かるうまい話はありません。
- 「すぐに元が取れる」と言われても安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。

# 令和5年度消費者月間行事のご案内

## ●消費者月間セミナー●

日時・場所	テーマ
5月27日(土) 14:00~16:00 ピアザ淡海3階 305会議室	〇いまを生きる子どもたちのための消費者教育 ~こどものケガを減らすことを中心に~ 講師 太田 由紀枝氏

問合せ・申込先: 特定非営利活動法人 消費者ネット・しが TEL: 077-518-0072/FAX: 077-518-0078

## ●消費者月間パネル展示●

日時	場所
5月9日(火)~5月31日(水)	滋賀県庁 3階本館新館連絡通路

## □■くらしの一日講座（出前講座）のご案内■□

消費生活相談員が地域の自治会や学習会等に出向いて、様々な悪質商法の手口や被害の状況、その対処法等について分かり易く説明する出前講座を実施しています。いろいろな集まりの中で消費生活に関する話を聞いてみたいと希望される方は、是非ご利用ください。

【講座の実施対象】 滋賀県内に在住またはお勤めの方  
(概ね20人以上のグループ)

【お申し込み方法】 講座を希望される日の**40日前まで**に、申込書に必要事項をご記入の上、消費生活センターにFAX、郵送等により提出してください。申込書は、県ホームページで「くらしの一日講座」と検索していただきますとダウンロードできます。申込みを希望される際は、まずはお気軽にお問い合わせください。(TEL 0749-27-2234)

ご利用は  
無料です!



## あなたも消費生活相談員になりませんか?



消費生活相談員は、国家資格であり、全国各地の消費生活センター等で消費生活相談やあっせんに対応する専門職です。年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、誰でも受験できます。

【申込受付期間】 **6月19日(月)~7月31日(月) 当日消印有効**

※詳しくは、独立行政法人国民生活センターHP『消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度』(<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>)をご確認ください。

## 滋賀県内消費生活相談窓口一覧



消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
大津市消費生活センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津三丁目13-30	077-561-2353
守山市消費生活センター	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1146
長浜市消費生活相談室	長浜市八幡東町632	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市消費生活センター	彦根市元町4-2	0749-30-6144
栗東市消費生活相談窓口	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0115
甲賀市消費生活センター	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2147
湖南市消費生活センター	湖南市中央一丁目1	0748-71-2360
野洲市消費生活センター	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市消費生活センター	高島市新旭町北畑565	0740-25-8106
米原市自治環境課	米原市米原1016	0749-53-5110
日野町交通環境政策課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-2500
竜王町生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町暮らし安全環境課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7699
豊郷町企画振興課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町総務課	犬上郡甲良町在土353-1	0749-38-3311
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120

### 国民生活センターHPに消費者トラブルFAQサイトが開設されました

消費者トラブルにあわれた方に対して、FAQ形式でトラブル解決を支援する情報を提供するとともに、相談窓口等を案内するものです。

国民生活センターホームページ <https://www.faq.kokusen.go.jp/>



(国民生活センター  
ホームページ)

「暮らしのかわら版」第69号（令和5年5月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務）FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

Twitter [https://twitter.com/shiga\\_shohi](https://twitter.com/shiga_shohi)



(ホームページ)



(Twitter)